

軽自動車等の名義変更・抹消の手続きは確実に！！

軽自動車税は毎年4月1日現在で軽自動車等を所有している方に課税されます。

軽自動車等を廃車したり、他人に譲渡したり、住所や氏名を変更した場合には、下記申告先で手続きしてください。手続きをされないと、いつまでも軽自動車税が課税されますのでご注意ください。（使用していないものについても同様）

また、トラクター、コンバインなどの農耕車も「小型特殊自動車」として、道路を走行する、しないに関わらず軽自動車税の課税対象になります。未申告の方は役場町民税務課税務係または各総合事務所で申告してください。

手続きの方法や必要書類については各申告先へお尋ねください

車種	申告先
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車（農耕車、フォークリフトなど）	役場町民税務課・各総合事務所 TEL 47-8014（直通）
126cc以上の二輪車	福井運輸支局 TEL 050-5540-2057（登録ヘルプデスク）
軽自動車（三輪・四輪・被けん引車※）	軽自動車検査協会 福井事務所 TEL 0776-38-1509

※被けん引車：ボートトレーラーなど軽自動車の大きさのもの

★軽自動車税は4月2日以降に廃車や譲渡手続きをされても、その年度分の税金は納めていただくことになります。

■問合せ 町民税務課 TEL 47-8014

災害時要援護者台帳の更新および登録について

町では、災害が起きた時に自分で避難することが難しく、避難するのに特に支援を必要とする方を「要援護者」とし、台帳に登録しています。

年に一度、区長を通じて「災害時要援護者登録票」を配布しますので、内容を確認し、変更がある方は区長に提出してください。皆様のご協力をお願いします。

登録の対象となる方

以下の①～⑥の方のうち、自力で避難することが難しいと思われる方

- ① 介護保険で、要介護3以上の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳1級・2級の方
- ③ 療育手帳A1・A2の方
- ④ 自立支援医療費（精神通院）の支給認定を受けている方
- ⑤ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
- ⑥ 65歳以上の一人暮らし高齢者および65歳以上高齢者のみの世帯

【新規登録】

- ①②③は、保健福祉課が郵送で登録の同意調査を行います。
- ④⑤は、自力で避難することが難しいと感じる方は、保健福祉課までお知らせください。
- ⑥は、区長が登録の同意調査を行います。

※登録内容の修正や新規登録については、随時、受け付けています。

※登録の際には「避難支援者」を記載する欄がありますが、区長や民生委員に限らず実際に避難支援が可能な方の記載をお願いします。

※台帳は、町、区、民生委員、社会福祉協議会、消防署、警察ほか避難支援に関わる関係機関で情報を共有し、災害時に利用します。

■問合せ 保健福祉課 ☎ 47-8007

